

## 顕微授精に関する見解

顕微授精(以下、本法と称する)は、高度な技術を要する不妊症の治療行為であり、その実施に際しては、わが国における倫理的・法的・社会的基盤に十分配慮し、本法の有効性と安全性を評価した上で、これを実施する。本法は、体外受精・胚移植の一環として行われる医療行為であり、その実施に際しては、本学会会告「体外受精・胚移植に関する見解」を踏まえ、さらに以下の点に留意して行う。

1. 本法は、男性不妊や受精障害など、本法以外の治療によっては妊娠の可能性がないか極めて低いと判断される夫婦を対象とする。
2. 本法の実施にあたっては、被実施者夫婦に、本法の内容、問題点、予想される成績について、事前に文書を用いて説明し、了解を得た上で同意を取得し、夫婦各々の自署による同意文書を保管する。
3. 本学会会員が本法を行うにあたっては、所定の書式に従って本学会に登録・報告しなければならない。

(平成4年1月発表、会長 鈴木雅洲)

(平成18年4月改定、理事長 武谷雄二、倫理委員会委員長 吉村泰典)

(令和4年6月改定、理事長 木村 正、臨床倫理監理委員会委員長 三上幹男、  
定款・見解改定検討小委員会委員長 鈴木 直)